



税金



最新の情報は
市公式ホームページを
ご確認ください。

個人市・県民税

問 税務課 市民税係

☎ 83-8113 FAX 83-8514

毎年1月1日現在の居住地で課税され、前年中(1月1日から12月31日)に得た所得に対して「均等割」「所得割」「森林環境税(国税)」が課税されます。

区分	市民税	県民税
均等割	3,000円	1,700円
所得割	6%	4%

※森林環境税(国税) 税率1,000円

法人市民税

問 税務課 市民税係

☎ 83-8113 FAX 83-8514

市内に事務所などがある法人等にかかる税で、資本金や従業員数に応じて負担する均等割と、利益に応じて算定された国税である法人税額を算出基礎とする法人税割があります。

資本金等の金額	均等割(年額)	
	従業員が50人以下	従業員が50人超
50億円超	492,000円	3,600,000円
10億円超～50億円以下	492,000円	2,100,000円
1億円超～10億円以下	192,000円	480,000円
1千万円超～1億円以下	156,000円	180,000円
1千万円以下	60,000円	144,000円
上記以外	60,000円	60,000円

開始した事業年度	法人税割
平成26年9月30日までに開始	14.7%
平成26年10月1日～令和元年9月30日に開始	12.1%
令和元年10月1日以降に開始	8.4%

固定資産税・都市計画税

問 税務課 固定資産税係

☎ 83-8114 FAX 83-8514

毎年1月1日現在で土地、家屋、償却資産を所有している人が、その資産が所在する市町村に納める税金です。

	課税対象	税額
固定資産税	土地・家屋・償却資産	課税標準額×税率1.4%
都市計画税	土地・家屋 (市街化区域のみ)	課税標準額×税率0.3%

※課税標準額は原則として固定資産台帳に登録された価格となります。
※同一人物が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額合計が次の金額(免税点)に満たない場合は課税されません。

- 土地 30万円 ●家屋 20万円 ●償却資産 150万円

軽自動車税

問 税務課 諸税係

☎ 83-8112 FAX 83-8514

毎年4月1日現在で下記の車両を所有している人に課税されます。軽自動車税には月割課税制度がなく、4月2日以降に譲渡や廃車をされても、1年分が課税されます。

◎種別割

車種内容	(年)税額	旧税額 (※1)	重課税額 (※2)	グリーン化特例(※3)				
				75%軽減 (ア)	50%軽減 (イ)	25%軽減 (ウ)		
原動機付自転車	一種(50cc以下)	2,000円						
	二種乙(90cc以下)	2,000円						
	二種甲(125cc以下)	2,400円						
	ミニカー	3,700円						
軽自動車	二輪(125cc超～250cc以下)	3,600円						
	三輪	3,900円	3,100円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円	2,700円	
			営業用	6,900円	5,500円	8,200円	1,800円	3,500円
	四輪	貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円	1,300円	
			営業用	3,800円	3,000円	4,500円	1,000円	
		ポーターレー	3,600円					
	小型特殊	農耕作業用	2,400円					
		その他(フォークリフト・ローダー等)	5,900円					
		二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円					

※1 平成27年3月31日以前に新規登録した車両(※2の車両を除く)

※2 車検証の初年度検査年月から13年以上経過した車両

※3 令和3年4月1日以降に新規登録した車両のうち、次のア～ウに該当するもの初年度のみ適用(2年目以降は適用になりません)
ア 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

イ 四輪:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和12年度燃費基準+90%達成車

ウ 四輪:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和12年度燃費基準+70%達成車

◎環境割

新車・中古車を問わず取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得するときに課税されます。賦課徴収は都道府県が行います。



▶ 軽自動車の登録手続き

下記の場合は、所有者となった日から15日以内に軽自動車税申告書に必要事項を記入し、申告(登録)事由ごとに必要なものを添えて窓口へ提出してください。

- 購入 ● 譲受け ● 相続 ● 転入(他市区町村でナンバー登録していた方)

車種	受付窓口	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・原付バイク(排気量125cc以下) ・農耕作業用自動車(トラクター等) ・小型特殊自動車(ローダー等) 	真岡市役所税務課または 二宮支所税務収納窓口	0285-83-8112 0285-74-5003
・三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会栃木事務所	050-3816-3107
・軽二輪、二輪小型(排気量126cc以上)	関東運輸局栃木運輸支局	050-5540-2019

▶ 税務証明書

- 問 本庁:税務課 諸税係
☎ 83-8112 FAX 83-8514
支所:税務収納窓口
☎ 74-5003 FAX 74-1250

	種類	手数料	申請の受付
所得・課税関係	所得・課税証明書 児童手当所得証明書 非課税証明書 等	1通につき200円	本庁:市民課 支所:税務収納 窓口
	固定資産関係	評価証明書 公課証明書 資産所有証明書 等	
納税関係	納税証明書 (市県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税) 車検用の軽自動車税納税証明書 完納証明書	※車検用の軽自動車税納税証明書は無料	

- 注)・申請の際は申請人の本人確認をしますので、運転免許証、パスポート、外国人登録証などをお持ちください。
・同一世帯員の親族以外が申請する場合は同意書または委任状が必要です。
・相続人の方が申請する場合は、相続人であることが証明できる書類(戸籍、公正証書等)を提示してください。
・法人の場合は、代表者登記印または会社印と代表者の個人印が必要です。
・訴訟関係に使用する場合は、証明できる書類を提示し、写しを添付してください。
・納税関係の証明書を申請する際、収納記録が間に合わない場合がありますので、領収書または引き落としが記された預金通帳を提示してください。

▶ 税金の納付場所と口座振替制度

- 問 本庁:納税課 収納管理係
☎ 83-8115 FAX 83-8514
支所:税務収納窓口
☎ 74-5003 FAX 74-1250

◎税金の納付窓口

真岡市役所内会計課および二宮支所税務収納窓口

真岡市指定金融機関および収納代理金融機関窓口

足利銀行、栃木銀行、真岡信用組合、はが野農業協同組合、中央労働金庫
上記金融機関の本支店、ゆうちょ銀行・郵便局(首都圏内に限る)、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ(Pay Pay、LINE Pay)

また、地方税統一QRコード(eL-QR)がついた納付書をご利用の場合には、上記金融機関に加えて全国の地方税統一QRコード対応金融機関の窓口や各種スマートフォン決済アプリなどでも納付することができます。

一部対応していない金融機関やさまざまな納付方法もお選びいただけますので、詳しくは地方税共同機構のホームページにある「地方税お支払いサイト」で確認することができます。

◎口座振替制度

口座振替(自動払込み)制度は、あなたに代わって金融機関があなたがご指定された預貯金口座から納期限ごとに自動的に振替納付する制度です。

口座振替(自動払込み)ができる市税など

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)

取扱金融機関など

足利銀行、常陽銀行、栃木銀行、筑波銀行、真岡信用組合、はが野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)で手続きできます。口座振替は申込の約1カ月後から開始します。



地方税共同機構ホームページ
「地方税お支払いサイト」



地方税統一QRコード
対応金融機関